

建設廃棄物の不法投棄撲滅に向けて (建設副産物リサイクル広報推進会議勉強会の報告より)

事務局

キーワード

建設廃棄物、不法投棄、効果的広報活動、工務店、一人親方、解体業者

1 はじめに

建設副産物リサイクル広報推進会議では、平成19年から22年にかけて、「建設副産物の不適正処理の実態と改善方策についてーより効果的な広報活動に向けてー」をテーマとした勉強会を公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と共同で実施しました。建設副産物のリサイクルは着実に向上しているものの、産業廃棄物全体の不法投棄に占める建設廃棄物の割合でみると、件数、量ともに依然として多いことから、不法投棄の発生にいたる背景や対策の方向性について、関係者や有識者にヒアリングを実施して取りまとめを行いました。

本稿では、この勉強会での報告をもとに、その後に実施したヒアリング結果を含めて、適正処理の推進上の課題や建設副産物リサイクル広報推進会議としての対応の方向性についての検討結果を紹介します。

2 不法投棄等が発生する背景等

(1)建設廃棄物の処理等の実態や対応策に関する意見

勉強会委員の他、小規模建設会社、解体業者、ハウスメーカーの担当者や自治体へのヒアリングを

行って、不法投棄等が発生する背景や対応策に関する意見等を聴取した結果の概要は次のとおりです。

①施主・発注者について (実態)

- ・家主が不適切な業者に解体工事を委託し不法投棄等につながるケースがある。
- ・個人の戸建住宅の施主は解体工事に幾らかかったか分からないことが多いのが実情。
- ・施主がマニフェストに記載された廃棄物量等と契約書とを突き合わせることはほとんどないとみられる。
- ・国・県の工事は廃棄物の処理について条件が明示されているが、市町村は自由処分がまだ多い。市町村の一部には「適当に処理しておいてよ」という感覚がまだあるのではないかと。

(意見等)

- ・家主の解体工事に対する意識(解体に金をかけたくない)の問題が大きいと感じる。

②施工者(排出事業者)について (排出事業者の実態)

- ・元請業者の担当者は解体費用の適切な見積りができないことが多いこと等から、適正処理の観点からの解体業者選定ができないことが多いのが実情。

- ・戸建住宅等の元請業者が、安価に請け負える解体工事業者を営業段階等から施主に紹介し、解体工事を別契約にするケースがある。
- ・ハウスメーカーの中には、基本的に更地からの工事しか行わない業者がある。
- ・町場の戸建住宅建築工事や修繕工事は、工務店が社員の他に外部の大工や左官等と連携して行うケースや、一人親方が仲間の大工等を集めて行われる場合が多い。
- ・工務店や一人親方は、業団体や労災手続き団体等に加盟している場合は、そうした組織を通じて関係法制度が周知されうが、小規模業者へは技術、安全面等、他に周知すべき事項が多く、適正処理に関してはあまりなされていないのが実情。
- ・一人親方は建設関係の業団体や労災手続き団体等に加盟していないケースが多く、これらの人たちへは、建設リサイクル法や廃棄物処理法に関する周知活動を行うすべがない。

(不法投棄が生じる原因等に関する意見)

- ・建設業界として、不適切な解体業者等を監視、把握するような情報が不足しているのではないかと。
- ・複雑な重層下請構造が、契約や費用負担等の不透明性をはじめ、

適正処理上の種々の問題を生じさせている根本的な原因ではないか。

- ・元請業者は「法に抵触しない程度に安く工事してくれればそれで良い」という意識が強すぎる。

③解体業者について (解体工事の実態)

- ・いまだに旧態依然のミンチ解体が行われているのを目にすることがある。
 - ・解体工事では工事実施時に業者が近隣に案内を出さないケースがある。
 - ・行政による解体現場への立入指導の結果で、解体現場でManifesto不携帯事例が多数あることが報告がされている。
 - ・中小零細業者等からは解体工事の届出(建設リサイクル法第10条)が適切になされていないケースがあるとされている。
- (対応策に関する意見等)
- ・解体工事業の登録(建設リサイクル法第21条)の要件がゆるすぎるのではないか。登録時にリサイクル、適正処理に関する講習会の受講を課すなどのことが必要なのではないか。
 - ・廃棄物処理法に則って排除される処理業者に比べ、不適切な解体業者を排除する仕組みが不足しているのではないか。
 - ・リサイクルや適正処理に積極的に取り組んでいる良い解体業者を評価、公表するなど、解体業者を育成するしくみが不足しているのではないか。
 - ・リサイクルが進めば適正処理も進むため、分別解体の徹底など、リサイクルを一層強力に進めるべきではないか。

④不法投棄等の実行者について (近年の不法投棄等の実態)

- ・行政指導の強化や建設、廃棄物処理業界の一体的な取り組みにより、不法投棄量は近年激減しているが、解体廃棄物等の自社用地等での不適正保管やダンプ1台による人目に付かない場所等での投棄事例は依然生じている。
- ・工事現場で廉価に廃棄物処理ができるという業者が営業に来て、委託後、当該業者による不法投棄が発覚したケースがあった。
- ・一人親方等による町場の小規模建築工事では従前からの繋がり等により廃棄物を安価に処理できる業者へ委託等するケースが多いが、このような廃棄物処理を請け負った業者が不法投棄して排出者も含めて処罰された事例がある。
- ・解体業者や運搬、処理業者がManifestoを書くことも少なくなく、こういった場合には、数量を記載していないManifestoが流れることになり、排出事業者が意図した排出場所へは廃棄物の一部しか持ち込まれず、残りは不法投棄に回ったということがあった。
- ・収集運搬業者と中間処理業者が結託したり、解体業者と中間処理業者が結託するなどしてManifestoを不適切に運用していることがあるのではないか。
- ・解体業者には、元請から適正処理を強く求められる場合は適切な処理を行うが、そうではない場合には不適正な処理を行う業者がいると言われている。
- ・今後も、経営難で不法投棄に手を染める解体業者や処理業者が生じる可能性はある。

(2)不法投棄等の発生構造

図1に上述のヒアリング結果等をもとにして作成した不法投棄等の発生構造を示します。従前の処理業者等によって組織的に行われるような大規模不法投棄は激減し、近年は小規模な不適正保管事案やダンプ1台による投棄事案が目立っています。このような小規模事案には、中小零細の工務店・一人親方や解体業者が関与するケースも多く、こういった部分への対策が重要となっています。また、図1に示すとおり、建設リサイクル法と廃棄物処理法の所管範囲の境界部に不法投棄が発生する要因がいくつかあり、関係者の連携による適正処理推進も重要となっています。

(3)工事種類・規模別の施工者と 関係法令の周知及び理解度

工事種類・規模別の主な発注・受注者と、排出事業者へ関係法令を周知することができる組織を整理したのが表1です。また、ヒアリング結果をもとにした戸建住宅の新築・解体工事等における廃棄物の適正処理に関する発注者、施工者の理解度を整理したのが表2です。一人親方や小規模な工務店、解体業者には業界団体等に属していないケースも多く、こういった方々へは関係法令について周知されることはなく、法制度の理解も進んでいないとみられます。

3 不法投棄削減のために (より効果的な広報活動に向けて)

建設副産物リサイクル広報推進会議としての効果的な広報の方法として、勉強会では次のとおりの

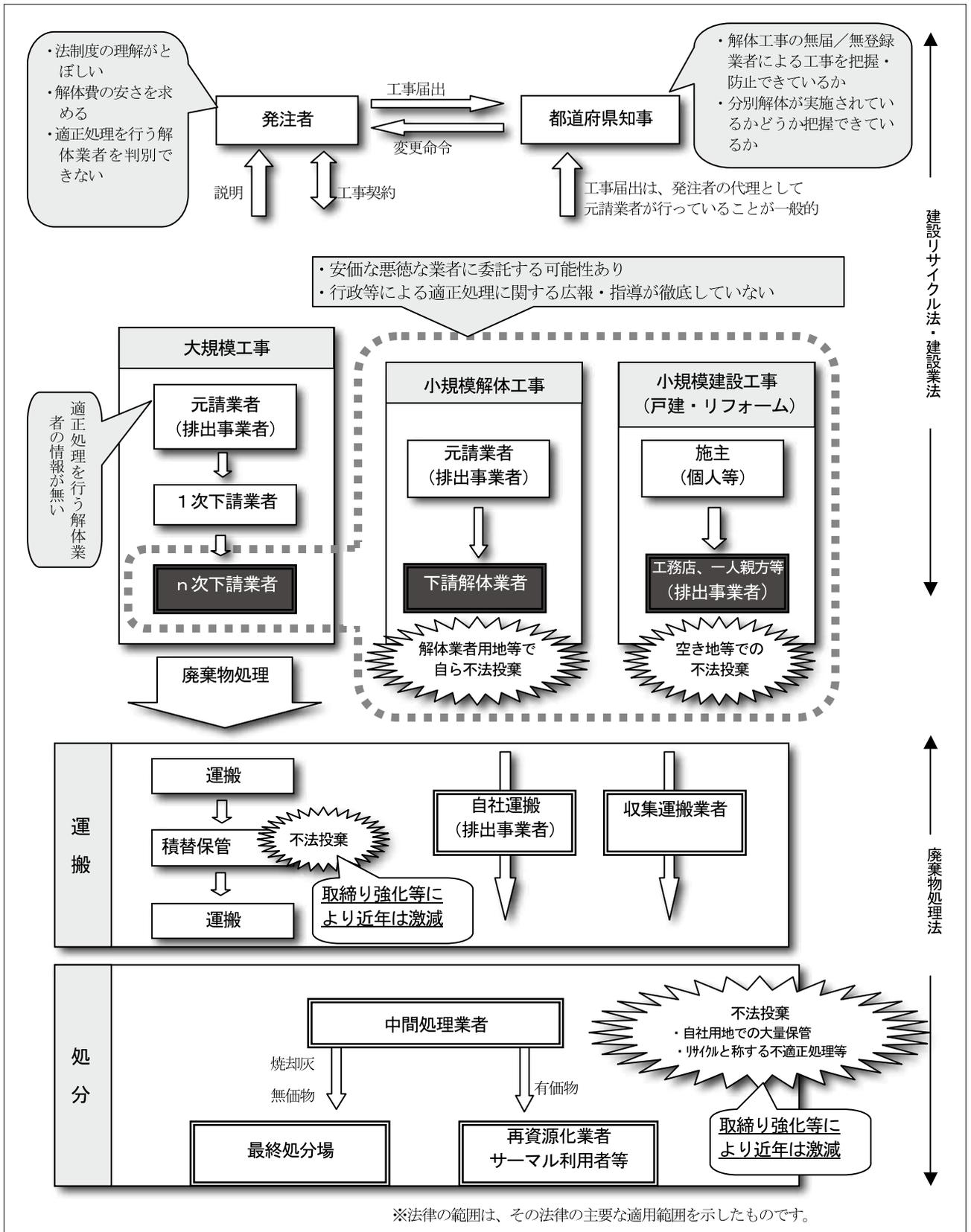


図1 建設・解体工事に係る関係者や不法投棄等の発生構造

表1 工事種類・規模別の主な発注・受注者と関係法制度の情報源

工事の種類・規模	発注者	受注者(排出事業者)	加盟組織	排出事業者の 関係法制度の情報源
公共工事	国、都道府県、 市町村等	ゼネコン 地元建設会社	日本建設業連合会等 各県建設業協会	発注者(行政)、 加盟組織
民間建築工事 (比較的大規模)	企業 デベロッパー	ゼネコン 地元建設会社	日本建設業連合会等 各県建設業協会	加盟組織
戸建住宅の新築	デベロッパー 個人家主	大手ハウスメーカー	住宅生産団体連合会等	加盟組織
		工務店	全国中小建築工事業 団体連合会	
	個人家主		一人親方	労災保険等手続き団体
		なし		加盟組織
戸建住宅の解体	デベロッパー 個人家主	解体業者	各県解体業協会	加盟組織 (産業廃棄物収集運搬業 許可を有する場合は関係 講習受講による)
			労災保険等手続き団体	なし(同上)
			なし	なし
戸建住宅の修繕、 リフォーム	個人家主	修繕・リフォーム業者、 工務店、一人親方	リフォーム関係団体	加盟組織
			なし	なし

注)「加盟組織」のうちゴシック体は、建設副産物リサイクル広報推進会議メンバーまたはその傘下団体。

提案を行いました。

- ①とりわけ、中小の建設会社や工務店、解体業者、さらには不動産業者などに対して、建設リサイクル法や廃棄物処理法などの関係法令や制度について、重点的に広報活動を行っていく必要がある。
- ②実証的な調査に基づいて、解体工事の適正価格を算出し、それを戸建住宅の施主に対して普及させていくことが極めて重要である。すでに適正価格算出のための簡易積算ソフト等が開発されており、広報推進会議においても、それらの情報をホームページやニュースメールなどの媒体を活用して、普及することが求められる。
- ③戸建住宅の施主(個人)は、解体

工事にはお金をかけようとしないう傾向がある。また解体を優良な業者に委託しないと、結果としてどのような処理がなされ、どのようなリスクを負担することになるのかということを知識として習得していない。このような施主に対する啓発活動については、例えば住宅展示場などと連携して効果的に行う手立てを検討する必要がある。

- ④例えば東京都が公開している優良事業者リストや全解工連の講習を受けている優良な解体・処理業者リストなどの情報、また公益社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した「産業廃棄物処理業者チェックリスト」等を活用した良い処理業者の選び方等を、発注者及び受注者のどちらにも

提供できるような仕組みを検討していく必要がある。

- ⑤地方公共団体が発行している公報誌などを通じて、例えば「解体工事の看板の掲示のない現場は違法である」「相場よりも異常に安い解体工事を行うと国土の環境破壊を招く」などといった啓発情報を、戸建住宅の施主となりうる一般市民向けに広報する。

4 おわりに

本稿のベースとなった「建設副産物の不適正処理の実態と改善方策について ―より効果的な広報活動に向けて―」の報告書とりまとめにあたってご意見を頂いた勉強会委員の方々、勉強会のアドバイザー

表2 戸建住宅の新築・解体工事等における廃棄物適正処理に関する発注者、受注者の理解度等

	発注者 (個人家主等)	受注者(排出事業者)		
		ハウスメーカー	工務店、一人親方	解体業者 (産業廃棄物収集運搬業)
建設リサイクル法の理解	・殆ど理解していない(発注者へのPRがなされていない)	・理解している(業界団体等を通じた周知がなされている)	・各県の建設業協会加盟会社は理解していると思われるが、その他の地場の工務店、一人親方へは周知がほとんどなされていない。	・各県解体業協会の加盟会社や産業廃棄物の収集・運搬の業許可を取得している解体業者等では一定の理解がなされていると考えられるが、その他の解体業者については周知がなされていない。(未だに都市部でもミンチ解体が散見される状況にある。)
届出等の実施	・受注者から説明を受けなければ判らないのが一般的。	・コンプライアンスの面等から、大半が法遵守していると推測される。	・不明。	・判っていても届け出しない場合があるとの意見がある。
費用負担への意識	・解体するものにコストをかけたくない。(安価なら良い)	・相応の費用負担の理解はしているが、顧客を失いたくないため、安価な業者を発注者に紹介することもあるとの意見がある。(紹介した場合は、解体は別契約となり排出事業者にはならない)	・法制度の理解が進んでいないなかで、安易に安価な処理業者に廃棄物処理を委託するケースがあるとみられる。	・適正処理可能な金額で受注する業者と、不適切な処理を前提として安価に受注する業者も存在する。また、同一の業者でも元請との関係から、元請別に上記の2つの顔を有する場合があるとの意見もある。
適正処理の実施	・関心のある者は少ない。・良い業者か否か(適正処理をする業者か否か)を見分ける手だてがない。	・大方、適正な処理を実施する解体業者、収集・運搬、処理業者と委託契約を締結し、排出事業者として管理しているとみられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の建設業協会加盟業者への適正処理に関するPRはなされているが、その他の業者へは周知がほとんどなされていない。 ・ハウスメーカー等と永く下請関係にある場合には、適正に処理することが多いとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未だ自社用地での不適正な保管等の事案が後を絶たず建設廃棄物の不法投棄等の温床ではないかとの指摘がある。 ・ハウスメーカー等と永く下請関係にある場合には、適正に処理することが多いとの意見がある。

凡例： 理解度が低い 理解度は不明 理解度は高い

としてご参加して頂いた方々並びにヒアリングをさせて頂いた多くの関係の方々にお礼申し上げます。

勉強会の検討結果を受けて、建設副産物リサイクル広報推進会議では、ホームページやニュースメールなどの媒体を活用して必要な情報を逐次配信し、併せて地方公共団体が発行する広報誌などを

通じた一般市民向けの啓発活動を行っています。また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、これまで関係法制度についての周知がほとんどなされていない工務店等の小規模建設会社や一人親方、重層下請構造の末端業者向けに本年3月から関係法制度に関する講習会を毎月開催するとともに、より効果的な周知方法に関する自主研究に着手しています。

に、より効果的な周知方法に関する自主研究に着手しています。

不法投棄の撲滅にはリサイクルの推進が極めて効果的であり、上述した各種広報活動について、建設リサイクルの推進・徹底と併せて実施していけるよう、今後ともご関係の方々のご協力をお願い致します。